

第 4 0 3 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 3 月 7 日開催

第403回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年（2025年）3月7日（金） 午後13時30分から

開催場所 水前寺共済会館グレース 2階 鳳凰 I

出席者

（出席委員）江口幸男 前田和昭 桑原千知 佐々木倫一 友村喜一 廣田幸英
深川英穂 澤田唯二 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才 藤田香織
田中愛美

（欠席委員）田代龍也 岸田光代

（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣、主幹 大塚徹、参事 佐藤陽

（水研センター）資源研究部研究主幹 吉村直晃

（事務局）事務局長（審議員）清田季義、主幹 堀田英一、主幹 中根基行、
参事 徳留剛彦、技師 對馬康史

議 事

（1）議 題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第2号議案 熊本県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

第3号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ（小型）」及び「くろまぐろ（大型）」に関する令和6管理年度における県留保枠の配分について（諮問）

第4号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ（小型）」、「くろまぐろ（大型）」及び「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について（諮問）

第5号議案 うなぎの採捕制限について（指示）

第6号議案 天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部改正について（協議）

（2）報 告

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第403回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当たり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第403回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、お疲れ様です。本日は、委員の任期で最後の委員会となります。4年間本当にご協力ありがとうございました。本日は、最後でございますが、質問のある方は質問していただき、無事に終了するようご協力お願いいたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は田中委員と藤木委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明します。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について、具体的に説明します。資料2ページから9ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。

今回、新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、大目流し網漁業など3つの漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、もじゃこ漁業です。

最初に新規の許可について説明します。まずは、大目流し網漁業についてです。スライド3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。大目流し網漁業では、スライド3番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、さわらやまながつお等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド4番の参考図に記載しているとおり不知火海で漁業時期によって区域が異なります。漁業時期は、2種類あり、1つ目が黄色矢印より以南の不知火海で12月1日から翌年3月31日まで、2つ目がオレンジ矢印より以南の不知火海で4月1日から11月30日までとなっています。ただし、6月1日から7月31日までは、赤で囲まれた区域は操業禁止となっています。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定め無し、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりです。大目流し網漁業については、以上です。

次に、囲い刺し網漁業についてです。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、スライド5番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年ですが、今回の申請については、地元調整により11月1日から翌年6月30日となっています。操業区域は、スライド6番の参考図に黄色で色付けしている天共第9号共同漁業権漁場内牛深地先です。許可予定の隻数は、1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料4ページに記載のとおりです。囲い刺し網漁業については、以上です。

次に、すくい網漁業についてです。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の図のように集魚灯で魚群を水面付近へ集め、海中へ漁具を沈め、魚群を包み込むようにすくい、漁獲する漁法です。主たる漁獲物はいわしで、周年操業が可能となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド8番の参考図に緑色で色付けしている天共第5号共同漁業権漁場内旧本渡市地先です。許可予定の隻数は1隻で、その他の内容については、資料6ページに記載のとおりとなっています。すくい網漁業については以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあったもじゃこ漁業について説明します。

スライドは9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。この、もじゃこ漁業ですが、もじゃこすなわち全長15センチメートル

ル以下のぶりの稚魚をスライド9番の右の図のような漁具により採捕する漁業になります。採捕したもじゃこは、県内の養殖用種苗として用いられます。操業区域は、スライド10番の参考図に青色の斜線で示しております天草海となっています。漁業時期は、3月25日から7月31日までとなっており、許可予定の隻数は22隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料8ページに記載のとおりです。もじゃこ漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間について、スライド11番をご覧ください。

新規の許可の申請期間は、令和7年3月17日から令和7年4月4日までを予定しています。許可の有効期間満了に伴う許可の申請期間は、令和7年3月13日から令和7年3月19日までを予定しています。以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御質問はございませんか。よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第2号議案「熊本県漁業調整規則の一部改正について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。熊本県漁業調整規則の一部改正について諮問させていただきます。

資料の10ページから31ページに県知事からの諮問文を掲載しています。11ページから12ページは改正理由書、13ページは新旧対照表、14ページから31ページは現行の漁業調整規則になります。改正の詳細は、資料32ページから36ページに沿って説明させていただきます。

資料の32ページをご覧ください。規則改正の理由を説明します。

今回、県漁業調整規則において、1から4の項目について改正が必要になりました。

1. 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正について、同法律の施行により、漁業法のVMSに関する規定が改正されました。これに伴い、

漁業法の規定を準用する県規則第57条のVMSに関する規定を改正します。VMSについて法令集に資料を掲載していますので、ご覧ください。VMSは、衛星船位測定送信機のことです。人工衛星を利用して船舶の位置を把握する装置をいいます。国は、全ての大臣許可漁業に対し、VMSの設置と常時作動を義務化しています。

資料32ページにお戻りください。

2. 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正についてです。同法の改正により、新しく拘禁刑が創設されます。これに伴い、県規則第65条の罰則に関する規定を改正する必要があります。

3. 国が作成する都道府県漁業調整規則例において、文言が修正されたことに伴い、県規則第65条と第66条の文言を修正する必要があります。

4. 令和2年の規則改正時の誤りの修正についてです。令和2年の規則改正時にありました誤字について修正します。

なお、1から3については、全国一律の改正となっています。

資料の下段に記載していますが、調整規則の改正には、漁業法と水産資源保護法の規定により、関係海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）に意見を伺う必要があります。このため、本委員会に諮問させていただきました。

次に、それぞれの規則条文の改正の概要について、資料33ページから35ページで説明させていただきます。

初めに、資料33ページをご覧ください。1の規則第57条の改正について説明します。漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部が改正され、水産資源の持続的な利用を確保するためにVMS等の備え付けと操業期間中等に当該電子機器等の常時作動を命じられた者に対する罰則が、漁業法に規定されました。

同法の規定を準用する規則第57条第1項には、知事許可漁業を受けた者へのVMS等の備え付けと操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を知事が命令できることが定められていますが、これまで、この命令違反に対する罰則規定がありませんでした。今回、第2項が追加され、命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないことが規定されました。

違反者には、漁業法に基づき、6月以下の拘禁刑、又は30万円以下の罰金が科されます。

補足になりますが、規則第57条に第2項を追加する規定は、漁業法において令和6年7月16日に施行されています。また、規則第57条第1項に基づく命令は、令和7年3月現在において本県では発出されていません。

次に、資料34ページをご覧ください。2の規則第65条の改正について説明します。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び

禁固が廃止され、拘禁刑が令和7年6月1日から創設されます。このため、規則第65条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

3の規則第65条各号及び第66条の改正について説明します。

これらの条文は、従来から自然人が対象となる罰則であったため、国が定める規則例を改正しました。

これに伴い、規則第65条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第66条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める必要があります。

次に、資料35ページをご覧ください。4の規則第53条の改正について説明します。令和2年の規則全部改正時に規則第53条第8項で準用の対象となる項が正しくは「第6項」であるのを誤って「第7項」と規定していました。

この誤りを修正するために、規則第53条第8項中「第7項」を「第6項」に改めます。

規則第53条は「試験研究等の適用除外」を規定した文であり、同条第8項は「許可証の備付け等の義務」について、知事許可漁業の許可と同様に規定しているものです。第8項の対象となるのは、第53条第1項の適用除外の許可を受けた者と第6項の記載事項の変更の許可を受けた者になります。第7項は読み替え規定となっており、対象となる項を令和2年の規則全部改正時に誤って規定したため、規則第53条第8項中「第7項」を「第6項」に改めます。

資料の36ページをご覧ください。最後に、規則改正のスケジュールを説明します。

改正手続きは、青色で示した「案作成・事前協議」手続きとオレンジ色で示した「漁業法に基づく法定手続」の2つに大きく分けられます。

「案作成・事前協議」手続きは終了し、現在、法定手続を行っています。

今回の諮問に対する答申をいただいた後、農林水産大臣に対し、改正案の認可申請を行い、認可後に公布する流れとなっています。公布は、刑法等の一部を改正する法律の施行日が令和7年6月1日であるため、それより前に行う必要があります。

補足情報となりますが、今回の改正では、議会の議決とパブリックコメントは不要となっています。

なお、これから的大臣認可申請に当り、国から改正案の修正指示等があった場合、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては事務局に一任して頂きたいこと、併せてお諮りいたします。

以上で「熊本県漁業調整規則の一部改正」に関する説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

ただ今、水産振興課から第2号議案について説明がありました。委

員の皆様から御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第2号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ（小型）」及び「くろまぐろ（大型）」に関する令和6管理年度における県留保枠の配分について」説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」に関する令和6管理年度における県留保枠の配分について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料は37ページからになります。まず、38ページをご覧ください。

諮問させていただくのは、特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」で設定した県留保枠の全量を知事管理区分へ再配分することについてです。

39ページをご覧ください。漁業法に基づく「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料と、知事管理漁獲可能量の配分について載せております。本資料については、本委員会これまでご説明させていただきましたので省略させていただきますが、図2の下部にありますように、本県では国から配分を受けた都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分しています。

次のページをご覧ください。知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する際の割合については、熊本県資源管理方針において、小型魚及び大型魚ともに、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理区分へ配分し、残りを県留保枠とすることとされています。この配分割合に従うと、小型魚及び大型魚の知事管理漁獲可能量はそれぞれ15.8トン、4.4トン、県留保枠はそれぞれ1.7トン、0.5トンということになっていますが、令和6管理年度末日である令和7年3月31日が近いため、確保していた県留保枠を保持しておく必要性が低いことから、留保枠を配分し、知事管理漁獲可能量を都道府県別漁獲可能量と同量の、小型魚で17.5トン、大型魚で4.9トンとしたいと思います。

38ページをご覧ください。くろまぐろ（小型魚）の留保枠を配分し

でもなお漁獲枠に余裕がないことから、現在他県と漁獲枠の融通について協議、手続を行っているところです。下部に記載のとおり、融通により漁獲可能量が変更となった場合は、留保枠を設定せずに、その全量を知事管理漁獲可能量へ配分し、本委員会へ報告することとさせていただきたく考えております。

以上、令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありました。委員の皆様から御質問はございませんか。

議長

天草漁協の定置網に、結構クロマグロが入っていきまして、おそらく枠までは、獲れていたか。

水産振興課

現時点の漁獲枠15.8トン、小型魚でございますがそちらが現在超過している状況でございます。

議長

今の状況はそういうことで、放流してます。今度、他県の漁獲枠が、融通できれば再開できるのだろう。

水産振興課

他県から漁獲枠の融通あるいは譲渡という形で漁獲枠が増加した場合、漁獲超過する恐れが低くなる状態となりますので、手続きがすべて完了した場合は、採捕の再開になろうかと考えております。

議長

わかりました。

深川委員

結果的に枠はあるのですか。

議長

枠はちょっとあるけど、おそらく1日くらいで獲ってしまう。オーバーした時に、規制がかかる。ですから他県からの枠も今、おそらくできると思います。それまで、漁獲できないような状況ですね。

深川委員

他県からは、少し融通できそうか。

議長

見込みはあるが、それが来てから、今の漁獲枠にプラスして、4トン程度漁獲できる。どのくらい手続きにかかるのか。

水産振興課

他県からの融通には、水産庁による変更の手続きが必要です。水産庁と協議しており、来週中には変更の手続き、変更通知を行いたいと聞いておりますので、そのタイミング次第にはなりますので、来週中

に変更することを目指しているところでございます。

議長

クロマグロは回遊魚で、今は、天草に来ているので、1日も早く漁獲できるようお願いします。よろしいですか。はい、どうぞ。

佐々木委員

今のところ、定置に入っているクロマグロ1尾当たりのキロ数は。

水産振興課

定置に揚がっているクロマグロ1尾当たりの重量がどれくらいかということになりますけども、県として、報告いただいている数量というのは、尾数が含まれていないもので、その日の採捕者ごとの合計数量となります。

議長

だいたい、1尾10kg程度です。

佐々木委員

牛深の場合、一本釣りで釣るわけですが、通常、1.8kg以上を水揚げしているので、今年度始めはぜんぜん釣れなくて、正月過ぎから釣れ始めており、10kg以上なら再開して続いてくれればよい。

議長

わかりました。業者としては、大型魚の漁獲枠4トンより、小型魚の枠を増やしたほうがよいとの意見はあるが、どうか。

水産振興課

大型魚と小型魚のTACの設定は、分けて管理されている事情がございますので、大型魚から小型魚に枠を変える場合は、他県へ我々の方が大型魚の漁獲枠を出すので、小型魚の漁獲枠をいただきたいという融通がマッチングし、成功すれば可能でございます。本年度も1回それが成立いたしまして、2トンの大型魚の漁獲枠を出して、小型魚枠を融通いただく形が成功し、秋頃に行ったところでございます。また、今年に入っても、1度手続きを行おうとしたところではありましたが、マッチングがうまくいかずに、不成立という形になった経緯もございます。

議長

あんまり、大型魚は獲れないんですけどね。
大型魚は、30kgぐらいか、以上か。

水産振興課

大型魚は、30kg以上の個体です。

議長

大型魚と小型魚の交換は、漁業者も潤うから、そのように対応してもらいたい。

桑原委員

現状で、定置に入ったら全部放流か。売れないのか

議長	売ることは、できない。
桑原委員	１０ｋｇなら価格もよく、もったいない。
議長	たしかに、１０ｋｇあるのももったいない。ところが、放流しても半分くらいは死ぬのではないか。網に刺しただけで、死んでしまう。
議長	大型魚から小型魚への枠の移行は、検討をお願いしたい。
水産振興課	大型魚から小型魚への枠の移行について、本年度は、難しいところ です。来年度以降、枠の有効活用との観点で、検討させてほしい。
議長	事務局長よろしくお願いします。
事務局長	はい。
議長	他、よろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、第３号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第３号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第４号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源 「くろまぐろ（小型）」、「くろまぐろ（大型）」及び「するめいか」 の知事管理区分に配分する数量について」、説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。第４号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産 資源「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」及び「するめい か」の知事管理区分に配分する数量について」諮問させていただきます。 座って説明させていただきます。 資料の４３ページをご覧ください。漁業法に基づく「新たな資源管理 の流れ」という水産庁の資料と、知事管理漁獲可能量の配分について載 せております。本資料については、本委員会これまでご説明させてい ただきましたので省略させていただきますが、下段のフロー図にありま すように、①で国が配分した都道府県別漁獲可能量を知事は関係海区漁 業調整委員会の意見を聴いた上で②のとおり知事管理漁獲可能量と県

留保枠に配分する必要があります。

資料の４４ページをご覧ください。まず、くろまぐろの配分についてご説明します。

今般、令和７年４月１日から始まる令和７管理年度の「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量について、小型魚が２５．２トン、大型魚が１８．３トンという通知が農林水産大臣からありました。

知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する際の割合については、下段の「配分割合の取扱いについて」にあるとおり、熊本県資源管理方針において、小型魚及び大型魚ともに、都道府県別漁獲可能量の概ね９割を知事管理区分へ配分し、残りを県留保へ配分することとされています。

この配分割合に従うと、灰色のセルにあるとおり知事管理漁獲可能量は小型魚が２２．７トン、大型魚が１６．５トンとなり、県留保枠は小型魚が２．５トン、大型魚が１．８トンとなります。

ページが前後しますが、資料の４２ページをご覧ください。都道府県別漁獲可能量は、国からの追加配分や他県との融通により、管理年度途中に複数回変更になることが見込まれ、それに伴い、知事管理漁獲可能量を速やかに変更する必要があります。

このため、資料の下段のなお書き以降に記載しておりますとおり、管理年度中に都道府県別漁獲可能量が変わった場合、熊本県資源管理方針に定める配分割合に従って配分量を変更し、変更内容については後日、本委員会に報告することとしたいと考えておりますので、これについても併せてお諮りします。

続いて、するめいかの配分についてご説明いたします。資料の４５ページをご覧ください。

くろまぐろと同様、するめいかについても令和７年４月１日から開始する令和７管理年度の都道府県別漁獲可能量の通知があり、熊本県の配分量は「現行水準」、目安数量は「１０トン未満」とされています。

都道府県別漁獲可能量は、全体漁獲量の上位８０％を構成する漁獲量上位の都道府県には数量による配分がなされます。熊本県の漁獲実績は全体の８０％には含まれなかったため、数量ではなく「現行水準」という配分がされました。

配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。これに従い、令和７管理年度における「するめいか」の知事管理区分への配分量は「現行水準」としたいと考えます。

以上、令和７管理年度における「くろまぐろ」及び「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について、御審議の程よろしく願います。

議長

ただ今、水産振興課から第４号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

佐々木委員	来年度、小型魚漁獲枠２２．７トンで、大型魚も１６．５トンと大分、以前からすれば獲れるようになった。クロマグロは、最初５トンぐらいしか獲れなかったのを増やしてきたのですが、その中でさっき問題になった大型魚の枠については、県の実績は、増えていないわけで、小型魚が増えてきて２２．７トンまで枠が増えているが、大型魚は、その半分も揚がらず、４トン揚がればいい方。残り１０トンぐらいを小型魚枠に回して増やすような使いかたも、検討してほしい。
議長	今シーズンの実績はどうか。
水産振興課	今年の実績について、今年度２月末時点での数量は、大型魚で１トンに満たず、８００ｋｇぐらい受け付けております。 それで大型魚は、ほとんど定置に入ってくるので、現時点では、大型魚の漁獲かつ需要は少ない状態と考えております。 大型魚の枠については、今後、今年と同様に融通調査等、実際の要望等も踏まえながら出すことも考えられますので、そこについては、本県に与えられた枠を最大限活用できるような状態というのを検討して参りたいと考えております。 加えて、小型魚の枠についても、例年通りであれば、期中の追加配分等により、また増加することも考えられます。その増加量というのは、どの程度になるかがまだわからないところですが、その増加等を踏まえて、どの程度融通に出すのか、どの程度を要望するのかという部分は、検討していく必要があると考えているところです。
議長	小型魚、大型魚の漁獲が増えているから、ここ３年ぐらいの漁獲実績を踏まえて、他県との交渉も必要じゃないのか。
水産振興課	一応近年の大型魚の漁獲実績につきましても最大でも５トンにいかない状況と認識しているので、枠の有効活用という形で他県の交渉と要望というのがあることになろうかと考えております。
議長	他にございませんか。よろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、第４号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。

議長

それでは、第4号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第5議案「うなぎの採捕制限について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。
私からは第5号議案、資料46、47ページのウナギの採捕制限について、説明させていただきます。
今回、水産振興課からニホンウナギの採捕禁止に係る委員会指示の依頼を行いました。
依頼の内容について、資料47ページを用いて説明します。
2要請の内容をご覧ください。(1)熊本県全域において、10月から翌年3月までの間、全長21cmを超えるニホンウナギの採捕を禁止すること。(2)上記の指示期間は、令和7年度から令和10年度までの3年間とすること。としております。
(1)については、秋以降に「下リウナギ」となり、産卵のため海へ下っていくニホンウナギ親魚を県内全域で保護し、資源回復を図るためのものです。(2)については、令和4年度から令和6年度までの3か年間にわたり指示を発行していただきました、下リウナギの採捕規制について、改めて3か年間、継続していただくことについての依頼です。
この依頼を行う理由について、背景をご説明します。
3背景をご覧ください。養殖用シラスウナギの採捕実績は、全国的に平成21年漁期以降不漁が続いており、県内域も同様の状況でした。
なお、令和7年に入り、本県内における採捕状況は好調と聞いているものの、令和4年から令和6年の3カ年平均で見ると過去10年間平均の4割から5割程度と低水準であり、引き続き資源状況を注視する必要がある状況です。
本県は、平成25年度から令和6年度までの12年間、熊本県全域において、10月から翌年3月までの間、全長21cmを超えるニホンウナギの採捕を禁止し、資源管理へ取り組んでいるところです。
下リウナギの規制は、九州地区では、本県以外に宮崎県及び鹿児島県が実施しており、全国では、青森県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県など、計11県が実施しています。
この取り組みにもかかわらず、依然としてニホンウナギ資源は低水準であり、引き続き資源管理や生息環境の改善の取組みを進めることが必要だと考えられます。
また、ウナギ養殖業についてですが、平成27年6月1日付けで、農林水産大臣の許可を要する指定養殖業となり、令和6年11月1日時点で、全国で511件の養殖場が許可を受けています。許可に基づく池入割当量は、ニホンウナギで21.7トン、そのほかの種のウナギで3.5トンという状況になっています。

このように、養殖業においても国内管理が確実に行われるようになっており、内水面や海面においても、ニホンウナギの資源管理を継続的に行っていくことが望まれると考えております。

この取組みの継続の必要性については、各内水面漁協及び海面漁協においても、これまで特段の反対意見はなく、必要性は了解されている状況です。

以上、今回、貴委員会に対しまして指示の発動をお願いする背景について、ご説明させていただきました。

水産振興課からの説明は、簡単ではございますが、以上で終わります。

議長

ただ今、水産振興課から第5号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第5号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局

事務局の方から今回の委員会指示（案）について説明いたします。資料48ページをご覧ください。こちらが指示（案）になります。読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇〇号

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

令和7年（2025年）〇月〇日、こちらの日付は、県公報への登載日になります。天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口幸男

1 採捕を禁止する水産動物

全長21センチメートルを超えるうなぎ

2 禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

3 禁止区域

天草不知火海区（熊本県宇城市三角町（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び苓北町の地先海面）

4 適用除外

熊本県漁業調整規則（令和２年熊本県規則第５１号）第５３条第１項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

５ 指示の期間

令和７年（２０２５年）４月１日から令和１０年（２０２８年）３月３１日まで

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第５号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、第５号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

続きまして、第６議案「天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規定の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。着座にて説明させていただきます。まず、規程案の概要をご説明します。資料４９ページをご覧ください。

制定改廃の必要性につきましては、２に示したとおり、個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正等に伴い関係規定を整理する必要性が生じたためです。現在、県や各種委員会等において、それぞれが所管する関係規程等の改正手続きも、並行して進められています。

当委員会におきましても、「天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程」の改正が必要となりましたので、ご協議いただくものです。

ちなみに、本規程は、当委員会が保有する個人情報や文書について、開示請求があった際の手続き等を定めた規程になります。

改正の内容としては、３にお示したとおり、別記第１号様式、別記第１５号様式、別記第２３号様式を改正することになります。

さらに、施行前後で実質的な変更もないことから、公布の日から施行することとしている他、付則第２項には経過措置を定めることとしています。

資料５１ページをご覧ください。１号様式の新旧対照を示しております。修正箇所を朱書きしておりますが、左に改正前の様式を、右に改正後の様式を示しています。

今回の改正は、本人確認書類から「健康保険の被保険者証」が削除されます。次に５２ページをご覧ください。開示請求書の裏面になりますが、同様に「被保険者証」が削除され、（３）代理人による開示請求の場合の最下段、「提出」が「提示又は提出」に変更されます。

資料５３ページから５４ページの１５号様式も同様の変更です。

次に５５ページの２３号様式をご覧ください。１号及び１５号様式と同様の改正に加へ、５７ページ（第３紙）の１行目、「法定代理人」が「代理人」改正されます。以上のとおり、３つの様式で改正を予定しています。

最後に、資料５８ページをご覧下さい。告示案を示しております。

内容は、先にお示した資料と重複しますので、説明を割愛させていただきます。以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局から、第６号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第６号議案については、事務局の案のとおりとし、軽微な変更は、事務局長に一任してよろしいか。

委員

はい。

議長

それでは、第６号議案については、事務局案のとおりとします。

次は報告です。「漁業法第９０条に基づく資源管理の状況等について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。よろしくお願いします。漁業法第９０条に基づく資源管理の状況等について報告させていただきます。資料は６０ページからになります。着座にて説明させていただきます。

１の資源管理状況等の報告の義務化について、令和２年１２月１日に施行された漁業法第９０条第１項及び漁業法施行規則第２８条第１項において、漁業権者は、漁業権の内容である漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況等を１年に１回以上、知事に報告することが義務付けられました。

また、同法９０条第２項及び同規則２８条第３項において、知事は

漁業権者からの報告に係る事項に関する意見を付して、１年に１回以上海区漁業調整委員会に報告することが義務付けられました。

今回報告しますのは、令和５年度の海面漁業権を有する漁業権者の漁場の行使実態について、県へ報告された内容を委員会へ報告するものです。

２の報告方法ですが、昨年の３月文書により報告を依頼しました。

報告の対象期間は令和５年４月１日から令和６年３月３１日です。

報告は、漁業権者から法令集のピンク色の付箋の１枚目の様式により資料の６４ページの【参考】の報告様式に記載している項目について、報告がありました。

３の漁業権の適切かつ有効の判断及び報告に関する意見は、各漁業権者からの報告に基づき、漁場を適切かつ有効に活用されているのかを判断することになりますが、これは、法令集のピンクの付箋２ページに記載しております、国のガイドラインのチェックシートに基づき実施しております。

それでは、結果の概要をご説明します。

６１ページをご覧ください。共同漁業権について、不知火海区は、火共第１号から火共第７号までの合計７件があり、１の資源管理の状況等では、漁業関連法令の遵守、漁場監視の取組、資源保護のための禁漁やサイズ制限の取組が報告されました。

あさりの増殖、藻場の造成、食害生物の駆除、稚魚の放流、流木等海洋ごみの回収等、資源の増殖や漁場環境の改善や管理の取組が報告されました。

２の漁場の活用状況では、第１種共同漁業、これは定着性の水産動植物を共同で営む漁業ですが、あさり、あなじゃこ、たこ、かき、なまこ、あわび、ひじき、わかめ等が漁獲されていましたが、資源量減少等の理由で漁獲がない漁業がありました。

第２種及び第３種共同漁業、これは小型定置網漁業等になりますが、雑魚ます網（つぼ網）、雑魚羽瀬網で漁獲がありましたが、第１種共同漁業と同様、資源量減等に理由により、漁獲がない漁業がありました。

３の判断結果と報告に係る事項に関する意見ですが、食害生物の除去や種苗放流等により資源回復を図るなど、資源管理が行われ、漁業権の行使実態があることから、「適切かつ有効に」活用されていると判断しました。

次に天草海区は、天共第１号から天共第１５号までの合計１５件あります。１の資源管理の状況等については、不知火海区同様、漁業関連法令の遵守、漁場監視、資源管理のための禁漁、サイズ制限の取組、藻場造成、食害生物駆除、稚魚放流等の増殖の取組が報告されました。

2の漁場の活用の状況については、あさり、たこ、うに等の第1種共同漁業、小型定置網等の第2種及び第3種共同漁業ともに漁獲がありましたが、資源量減等に理由により、漁獲がない漁業種類がありました。

3の判断結果と報告に係る事項に関する意見ですが、天草海区も不知火海区と同様、食害生物の除去や種苗放流等により資源回復を図るなど、資源管理が行われ、漁業権の行使実態があることから、適切かつ有効に活用されていると判断しました。

62ページをご覧ください。次に区画漁業権について報告します。

不知火海区ですが、1の主な漁業種類としましては、のり支柱式養殖業やかき垂下式養殖業等の第1種区画漁業38件と築堤式のくるまえば養殖業である第2種区画漁業が1件あります。

2の資源管理状況等の報告では、漁業関連法令の遵守、のりや魚類については、各漁協で立てられた漁場改善計画に基づく養殖生産を実施されていることが報告されました。

3の漁場の活用状況については、各養殖業とも概ね養殖が実施されていましたが、一部の漁場で赤潮や海水温の上昇により生産量に至らなかったとの報告がありました。

4の判断結果と報告に係る事項に関する意見ですが、赤潮や海水温の上昇により養殖が行えなかったことは合理的な理由であり、その他の漁業権では養殖が行われており、当該漁業権については、適切かつ有効に活用されていると判断しました。

次に天草海区ですが、魚類小割式養殖業、くろまぐろ養殖業、かき垂下式養殖業、真珠養殖業、わかめ養殖業等の第1種区画漁業254件と、くるまえば養殖業、かに養殖業の第2種区画漁業が56件あります。

2の資源管理状況等の報告では、漁業関連法令の遵守、各漁協で立てられた漁場改善計画に基づく生産に加え、底質環境調査の実施、へい死貝の適切処分等の取組も報告されました。

3の漁場の活用状況については、各養殖業とも概ね養殖が実施されていましたが、一部の漁場で種苗の不足により生産に至らなかった漁場がありました。

4判断結果と報告に係る事項に関する意見ですが、種苗の入手ができずに養殖が行えなかったことは合理的な理由であり、その他の漁業権では養殖が行われており、当該漁業権については、適切かつ有効に活用されていると判断しました。

最後に定置漁業権について報告します。63ページをご覧ください。定置漁業権については、ぶり、あじ落網漁業が2件あり、資源管理の状況等では、漁業関連法令の遵守に加え、休漁日及び休漁期間の設定について報告がありました。

また、漁場の活用状況は、あじ、いさき、さば等が主に漁獲され、周年操業されていることから、定置漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断しております。

漁業法第90条に係る資源管理状況等の報告については、以上になります。

議長

水産振興課から説明がありました。委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

平岡委員

区画漁業権の方で種苗の不足によるという報告がありますが、どのような種苗がないのですか。

水産振興課

実際やれなかったのがヒオウギガイとカキで、稚貝の入手ができず養殖できなかったという報告を受けております。

平岡委員

来年度、種苗の目途はあるのですか。

水産振興課

来年度の目途までは、聞いていないのですが、ヒオウギガイ等の二枚貝は種苗生産が安定しない年もあるようで、少し不足するという話は聞いておりますし、以前、水産研究センターでも、稚貝を作ってほしいという相談もある状況です。

議長

里海づくり協会や水研で対応は、可能か。

水産振興課

技術的にはある程度確立されたものであると思いますので、可能な部分もあると思いますが、協会などは1年間の種苗生産のスケジュール等もありますので、そこは協会に相談しないとわからないところがあります。

事務局

補足ですが、栽培協会や水研に様々なご相談がある中で、全てに対応するというのは、現実的には、なかなかできない状況ではありますが、非常に重要な案件だと思っています。一方で先ほど説明にもあったように技術的にある程度、解っている部分もあるので、1つの選択肢として、ご自分たちでも天然採苗などできそうなものは、ご指導をさしあげたり、或いは情報を共有したり、そういったことも並行しながら、対応について、その都度でお答えさせていただいていたと思っております。

議長

昨日会議の中で、里海づくり協会の方に、漁業者が好む稚魚や稚貝とかにも目を向けるべきと言っている。あまり効果がないものをいつ

まで放流していても仕方がなく、せっかく、放流するのだから漁業者が好む種苗を生産すべきじゃないか。

水産振興課

栽培漁業については、皆さん方のご協力、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。次の栽培漁業の計画を立てる時期にも来てますので、そのあたりは各漁協も含めて、ご要望等も聞きながら5ヵ年間の計画を作っていきたいと思いますので、またその時に、ご相談させていただければと思います。昨日も会長の方から、お話がいろいろありましたが、皆様が要望される魚種について、検討はしていきたいと思っておりますので、その時にはまたいろいろご相談させていただきます。

議長

タイやヒラメはTACにより、漁業者は規制される。漁業者は放流事業を行うが、遊漁者は規制がかからない。そこら辺も含めれば、マダイやガザミなど放流効果がないものを絞り込んで、やっぱり漁業者が好む種苗を生産してもらえればというふうに考えます。難しい問題だと思いますがよろしくお願いします。

他に何かございませんか。よろしいですか。

委員

はい。

議長

他に無いようですので、「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」の報告は終わります。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

はい。

議長

事務局はありませんか。

事務局

ございません。

議長

それでは、これで第403回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。

以上、議事経過を記録し署名する。

令和7年（2025年）3月7日

議 長

署名委員

署名委員